

警報発令時の対応について

2010年5月27日より、気象庁からの気象警報等の発令方法が市町村別に変更されました。

※NHK・サンテレビの、テレビ放送のみを基準に判断して下さい。

(いずれか一方の局にしか出ない場合もありますので、必ず両局を確認して下さい。また、上記以外のテレビ局は市町村別に対応していませんので、阪神と表示されている場合でも、神戸市には警報が発令されていない場合があります。)

神戸市に暴風・大雨・洪水・大雪・暴風雪警報が発令された場合に、以下の1から3の対応をとります。

ただし、発令地域が広域にわたる場合、NHK・サンテレビのテレビ放送でも、地域をまとめて兵庫県南部 または 阪神と表示されている場合があります。この場合は、神戸市にも発令されていると判断します。

1 次の各時間に、警報が発令されている場合

- (1) 6時30分現在、警報が発令中の場合は、自宅待機とします。
- (2) 8時30分現在、警報が解除されている場合は、3限目より授業をします。
(10:30にSTを行います。)
- (3) 10時30分現在、警報が発令中の場合は終日休業とします。解除している場合は午後の授業をします。(13:00にSTを行います。)

2 登校時に警報が発令された場合

始業後、気象に関する警報等が発令された場合、生徒の安全を考慮し、下校させる、あるいは下校させない措置をとります。

3 定期考査期間中に警報が発令された場合

- (1) 6時30分現在、警報が発令中の場合は、**終日休業とします。**
- (2) 終日休業となった場合は、当該考査を考査最終日の翌授業日に行います。

※尚、神戸市以外に住んでいる生徒で、自分の居住する市町域に警報が発令されている場合は、各(1)(2)(3)を基準に判断して下さい。その際の欠席は、公欠扱いとします。